福山市立西深津小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

また,全ての児童が安心して学校生活を送り,自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取組むことができるよう,学校を含め,地域社会全体でいじめの問題に取組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、本校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市立西深津小学校いじめ防止基本方針」を、「福山市いじめ防止基本方針」を基に策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。
- * 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとする。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- * いじめの認知は,特定の教職員のみによることなく,各学校における「いじめ防止委員 会」等の組織を活用して行う。

(3) 本校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、 発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能 性がある。 いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や 教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見(認知)し、早期に対応するなど、学校全体 で組織的に取組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

ア いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進める とともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・ 体」の基礎・基本の充実を図る。

イ 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取組んでいくことが重要であることから、児童会・児童会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

ウ いじめの早期発見・早期対応

定期的,計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに,日常的な実態の把握により, 小さな兆候を見逃さず,早い段階で的確に対応するなど,いじめの早期発見・早期対応に取り 組む。

エ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

オ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 教職員の基本的な姿勢

- ア 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- イ いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも 見逃さない。
- ウ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう 「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や 関係機関等と一体となった取組を進める。

(2) いじめの防止等の取組

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - 自校の児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
 - 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
 - いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のある取組を進める。
 - 学校のホームページなどで公開する。
 - 策定した基本方針が機能しているかの検証及び見直しを行う。
- イ 「いじめ防止委員会」の設置
 - いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置く。(別紙要項による。)
 - 校務運営組織に位置付けられた組織とする。
- ウ いじめの防止等に係る児童への指導
 - どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
 - 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
 - ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
 - 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、 相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- エ 児童の主体的な活動の支援
 - 児童会によるいじめ撲滅キャンペーンなど、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。
- オ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築
 - いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
 - ・ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
 - いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
 - いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
 - いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報

3 重大事態への対処

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ア いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。
- イ いじめの問題等について、児童が一人で悩むことがないよう、「いじめダイヤル24」 など、児童が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

- ウ 保護者が法に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を 適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- エ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機 関と連携した運動を展開する。
- オ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- カ 学校におけるいじめの防止等の取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に 対し必要な指導・支援を行う。

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (2) 学校は、調査組織(プロジェクトチーム等)を編成し、教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

調査結果を受けて、市長又は教育委員会が必要と判断した場合は、教育委員会の附属機関が調査を行う。

4 「学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

学校いじめ防止基本方針は、本校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組 とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。